

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和二年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 桜井市全域
- 三 測量の期間 令和二年十二月一日から令和三年三月三十日まで